

鹿児島市家賃支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、首都圏等における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置及び市内飲食店への営業時間の短縮要請等により大きな影響を受けている中小企業者等の事業継続の下支えを行うため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、家賃支援金を給付します。

対象者 ・ 申請要件

次の1～5の全てに該当していること

- 1 以下の支援金・協力金（以下、国・県支援金等）いずれかの給付決定を受けていること（注1）
 - ・国「月次支援金（5月分または6月分）」
 - ・県「鹿児島県事業継続一時支援金」
 - ・県「鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金」（注2）
 - 2 自らの事業のために鹿児島市内にある他人の土地・建物を直接占有し、使用・収益をしていることの対価として、地代・家賃（以下、賃料）の支払いをおこなっていること
 - 3 今後も事業を継続する意思があること
 - 4 同一年度内に本支援金の交付を受けていないこと
 - 5 申請者等は暴力団等に関与していないこと
- （注1） 国・県支援金等を申請し、国・県から給付決定を受けた後に、鹿児島市に「家賃支援金」の申請をしてください。
- （注2） 要請の対象となる協力金**全て**の給付決定を受けていること。（下図参照）

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金		ア、イ、ウの要請対象	イ、ウの要請対象	ウの要請対象
		5月7日時点で営業継続中	5月8日以降の創業で、5月20日時点で営業継続中	5月21日以降の創業で、6月4日時点で営業継続中
ア	5月7日要請分 協力金	○	○	○
イ	5月20日要請分 協力金	○	○	○
ウ	6月4日要請分 協力金	○	○	○

支援金額

- 支払賃料（月額）の1/2 （注3） ※千円未満切捨て
 （上限額：法人20万円、個人事業者10万円） ※給付は1回限り
 （注3） 令和3年5月分または6月分のうち、支払済のいずれか1か月分が対象

申請に必要な 提出書類

【法人・個人事業者共通】

- 1 申請書（様式あり）
 - 2 誓約書（様式あり）
 - 3 国・県支援金等の振込のお知らせの写し
 - 4 通帳の写し（国・県支援金等の振込が確認できる部分）
 - 5 賃貸借契約書等の写し（令和3年5月または6月及び申請時点において有効なもの）（注4）
 - 6 賃料支払対象物件の写真（外観・内観それぞれ1枚以上）
 - 7 賃料を支払ったことが確認できる書類の写し
 - 8 確定申告書の写し（税務署の收受日付印または電子申告の受信通知があるもの）
 - 9 振込先口座に関することが確認できる書類の写し（通帳表紙の裏面部分）
- （注4） 全ページの写しをご提出ください。

用紙サイズは
A4サイズで
統一して
ください。

申請書等は市ホームページからダウンロードできます。
市役所本庁及び各支所にも置いています。必ず「申請要領」を確認のうえご提出ください。

申請方法

原則 **郵送**

〒892-0842 鹿児島市東千石町2-1 芙蓉ビル6階
鹿児島市家賃支援金申請事務局 宛

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法を推奨します。

申請受付期間

令和3年7月15日（木）～ 令和3年10月31日（日） 消印有効

お問い合わせ先

鹿児島市家賃支援金専用ダイヤル
☎099-295-4381（平日8:30～17:15）

鹿児島市家賃支援金 申請から給付までの流れ

1 国・県支援金等の申請

給付対象者の要件等を確認し、国・県に申請してください。

2 国・県から振込のお知らせを受領

国・県から給付決定を受けた後に、鹿児島市に「家賃支援金」の申請をしてください。

3 申請要件を満たしているかの確認

表面の「申請要件の1～5」全てに該当している必要があります。
市内・市外の両方に土地・建物を賃借している場合は、市内の土地・建物のみが対象となります。

4 申請書等の準備

上記の「申請に必要な提出書類」を準備します。法人か、個人事業者によって、ご準備いただく書類が異なりますので、準備にあたっては必ず「申請要領」をご確認ください。

5 申請（郵送による申請書等の提出）

提出書類の準備ができましたら、ご郵送ください。（宛先は表面参照）
※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法を推奨します。

6 給付

申請書を受付後、通常2週間程度でご依頼の口座に入金します。受付や入金のご連絡はしませんので振込口座にてご確認ください。
また、書類の不備等があった場合は、別途申請書に記載の連絡先へご連絡いたします。

Q & A 鹿児島市家賃支援金

Q1 対象となる賃料はどこまでが対象となるのか。共益費等は対象になるのか。

店舗等の家賃のほか、店舗部分の借地料及び営業に係る駐車場の借地料は対象となります。
賃貸借契約書等にて共益費、管理費の規定が確認できる場合、支援対象となります。
また、オフィス使用料や商業施設のテナント料等の賃料とみなされる固定費については対象となります。

Q2 対象となる事業所等が複数ある場合は全て対象になるのか。

申請は事業者ごとになります。対象となる事業所等が複数の場合、申請書の2枚目をコピーし、事業所ごとに記入してください。支払賃料の合計額が支援金額の計算の対象となります。
給付は1回限りですので、申請漏れがないよう、ご注意ください。

Q3 店舗兼住宅の場合、支援対象となる賃料は。

店舗部分の賃料相当額が支援対象となります。

Q4 賃料の減額等を受けている場合の支援額は。

賃料の減免を受けている場合は、減免後の賃料が支援対象となります。

Q5 賃借している店舗が鹿児島市外にあるが、自社所有の本社は鹿児島市内。支援対象になるのか。

賃借している店舗が鹿児島市外であれば、本社が鹿児島市内にあっても対象になりません。

Q6 賃借している店舗を第三者に貸しているが、支援の対象になるのか。

転貸（又貸し）を目的としている取引は支援対象外（自らが使用・収益する部分を除く）となります。

Q7 賃貸人（かしぬし）が賃借人（かりぬし）の代表取締役である取引は対象になりますか。（自己取引）

賃貸人（かしぬし）が賃借人（かりぬし）の代表取締役である場合や、賃貸人（かしぬし）が賃借人（かりぬし）の議決権の過半数を有している場合などの会社法に規定する親会社等・子会社等の関係にある場合は対象になりません。

支援金の詳細、申請書等の様式は市HPに掲載しています。



鹿児島市 家賃支援金

で検索

または右のQRコードよりご確認ください

